



新緑あざやかな季節を迎えました。

<2日 八十八夜、3日憲法記念日、4日 みどりの日、
5日 こどもの日、立夏 14日 母の日、21日 小満>

1. May 改正情報・案内

①「改正個人情報保護法」が5月30日に全面施行。
改正前の個人情報保護法では、5000人を超える個人情報
を保有する事業者のみが個人情報保護法の適用対象
でしたが、改正個人情報保護法では、保有している
個人情報が5000人以下の事業者であっても、適用の

対象になります。これまで個人情報保護法の適用対象ではなかった小規模事業者も、個人情報保護法の規制を把握し、対応する必要があります。これまで、企業が個人データを第三者に提供する場合には、その提供の記録の作成は義務付けられておりませんでした。改正法ではこれを作成すべきことになり、また第三者から個人データの提供を「受ける場合」にも確認・記録する新たな義務が新設されました。

② 政府は、外国人技能実習制度の範囲に「介護職」を加えるとともに、制度に基づき日本国内の企業や農家で働く外国人への人権侵害に対する罰則を設け、受け入れ先への監督を強化する技能実習適正化法の施行日を11月1日と定める政令を閣議決定しました。受け入れ先の企業が今年1月に新設された認可法人「外国人技能実習機構」に実習計画を提出し、認定を受ける新制度が始まります。また、政府は、外国人の在留資格に「介護」を新設する出入国管理及び難民認定法の改正法を9月1日に施行することも決めました。

※ (労使折半料率) 健康保険 49.6 (愛知) / 1000、介護保険 8.25 / 1000
厚生年金保険 90.91 / 1000 雇用保険 3 / 1000 (建設業 4 / 1000)

2. 名言名句

「人間万事塞翁が馬」

『淮南子』人間訓

事務所通信ではこの句はこれまで何度も掲げました。幸が不幸に、不幸と見ていたら結果が幸に、安易に喜んだり悲しんだりするべきではないというたとえ。

失敗もあり試行錯誤の人生、私の心境はいつもこのようです。

3. 法改正等ワンポイント 働き方改革 その②

先月に取り上げました「罰則付き時間外労働の上限規制の導入など長時間労働の是正」の働き方改革、その他の項目として、(1) 同一労働同一賃金など非正規雇用の処遇改善、(2) 賃金引上げと労働生産性向上、(3) 柔軟な働き方がしやすい環境整備等が挙げられており、法改正を含めた今後の動向に注目が集まっています。

上記の項目のうち、(3) 柔軟な働き方がしやすい環境整備の1つとして「副業・兼業の推進」があります。「時間外労働の上限規制」の一方でこの推進には違和感がありますが、では一体、「副業・兼業」について、現在の企業の対応はどのようになっているのでしょうか。

禁止している企業の割合は？

3月14日に経済産業省から「多様で柔軟な働き方に関する3研究会報告書」が公表されましたが、この中の「兼業・副業を通じた 創業・新事業創出に関する研究会 提言書」によると、**兼業・副業を禁止している企業の割合は77.2%**でした。

また、「**就業規則において禁止している**」企業が**48.0%**、「兼業・副業に関する規定自体ない」企業が**39.6%**（2017年2月／リクルートキャリア社調べ）となっています。

メリットとリスクの両面から考える

上記の通り、副業・兼業については否定的な企業、または（容認しない前提で）規定自体がない企業が多いのが現状です。副業・兼業については「社員の能力の成長を促すことができる」「社内では作ることができない人脈を作ることができる」といったメリットが強調されていますが、**社内情報流出や個人個人の労働時間の増加といったリスク**もあります。何よりも、労働時間の増加で体調をくずして本業に影響が出れば大問題です。

今後、厚生労働省のモデル就業規則が兼業・副業について「原則容認」とする方向で改定され、推進に向けたガイドラインが策定される予定となっていますが、企業としてはメリットとリスクの両面を勘案し、社員の副業・兼業に対してどのようなスタンスで臨むのか（認めるのか・認めないのか）、今から十分に検討しておく必要があります。

4. 統計・情報

① 厚生労働省は、**残業時間の削減を盛り込む労働基準法のガイドライン**に、**休日労働の抑制を努力義務**として明記する方針を明らかにした。2019年度からの実現を目指すとしている。（4月27日）

② 真宗大谷派本山の東本願寺（京都市下京区）が、研修施設で働く男性僧侶2人に、残業代を支給していなかったことが26日、分かった。「**時間外割増賃金は支給しない**」との**違法な文言を含む覚書**を、労働者代表と交わっていたという。2人が外部の労働組合に加入し労使交渉を行い、同派は2013年11月～今年3月の**不払い分として、計約660万円**を支払った。（時事通信）

③ 労務行政研究所は25日、東証第1部上場企業を対象とした「2017年度新入社員の初任給調査」速報集計を発表した。29.4%の企業が「全学歴引き上げ」、「**据え置き**」は**70.2%**。初任給額は、**大学卒21万868円、高校卒16万6,231円**。同一企業でみた前年度に比べ、それぞれ1,180円、960円上昇。回答社数は228社。

④ 総務省が平成28年10月1日現在の人口推計を公表した。総人口は1億2,693万3,000人で、前年比16万2,000人(0.13%)減。減少は6年連続。自然増減は10年連続の自然減少で、減少幅が拡大。**65歳以上人口は3,459万1,000人（同72万3,000人増）、割合は27.3%**となり過去最高。

⑤ 厚生労働省は、**違法残業の疑いで書類送検された事案等を同省のホームページに一括掲載**することを明らかにした。2016年10月以降に、労使協定で定める上限を超えて残業をさせたり、残業代を支払わなかったり等で書類送検された事案が対象で、**5月から掲載を始める**。企業名・事業所名、所在地、法違反の内容が公表日から1年程度掲載される見込み。



HRM Tanaka Human Resources Management

先月は、**フィギアスケートの浅田真央さんが現役引退**し、様々な特集が組まれました。最後まで力を振り絞り、全力を出し切った真央ちゃん！インタビューでは「**やりきったので生まれ変わったらフィギアスケートをしない**」との事、印象的でした。挑戦しつづけて、やり切ったからわかることがあるとも。失敗して気づかされることも。日本中から世界中から愛されたスケーター！「**ソチの奇跡の4分間**」は、何度見ても感動します、涙します。これからの更なる活躍も楽しみです。

奇しくも真央ちゃんのフィギアスケート歴年数と筆者の社会保険労務士歴年数が同じなのですが、こちらはまだまだです。もっともっと精進してゆかねばと！（S）

win-win